

仙北市住宅用太陽光発電システム導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの利用促進による低炭素社会の推進及び市民の環境意識の高揚を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置等する者に対して住宅用太陽光発電システム導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人又は法人（個人事業主を含む。）により電灯契約される建物で、住居として使用されるもの（店舗又は事務所等との併用を可とし、集合住宅及び賃貸アパートを含み、別荘を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムの設置又は建売住宅供給者等から自ら居住する市内の補助対象システム付き住宅の購入（以下「補助事業」という。）を行う者であること。
- (2) 市税及び市諸収入金の未納がない者であること。
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できる者であること。
- (4) 過去にこの制度による補助を受けていない者
- (5) 過去に仙北市住宅リフォーム促進事業を活用して太陽光発電システムを設置していない者

2 前項第1号、第4号及び第5号について、アパート等への設置及び購入等の場合は、これによらない。

(施行業者)

第4条 当該工事は、次の各号に掲げる事業者が施行する工事とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人であって、本市の法人市民税が課せられていること。
- (2) 市内に事業所を有する個人であって、本市に住民登録をしていること。

(補助対象システム)

第5条 補助対象システムは、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

- (1) 新規品であり、補助金の交付申請時点で未使用のものであること。
- (2) 市内に設置され、補助金の交付を申請しようとする者が自ら使用するものであること。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象システムの設置又は補助対象システム付き住宅の購入に要する費用であって、次に掲げる機器の購入及び設置工事に係る経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線及び配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、設置しようとする補助対象システムの最大出力に1キロワット当たり4万円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者は、設置工事又は購入前に住宅用太陽光発電システム導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の同一世帯に属する者全員の住民票(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (2) 申請者の同一世帯に属する者全員の納税証明書又は非課税証明書又は未納がないことの証明書
- (3) 設置工事前の現場写真
- (4) 設置工事見積書の原本又は複写
- (5) 設置する太陽光発電システムの最大出力が分かる書類
- (6) 収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の市の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、受付を停止するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否について、当該申請者に対し、住宅用太陽光発電システム導入事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、交付の可否を決定するにあたり、申請者及び同一世帯に属する者の市諸収入金の未納がないかを調査することがある。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したものについて、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、住宅用太陽光発電システム導入事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(1) 天災その他の事情により、設置工事の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 前号以外の理由により設置工事を遂行することができなくなったとき。

(事業内容の変更等)

第11条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに次に定める手続きをしなければならない。

(1) 第8条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、住宅用太陽光発電システム導入事業変更申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。

(2) 設置工事を中止し、又は廃止しようとするときは、住宅用太陽光発電システム導入事業中止（廃止）申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。

2 市長は、前項の場合においては、補助金等交付決定取消（変更）通知書により通知するものとする。

(完了届及び補助金の交付請求)

第12条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、当該年度の3月31日までに、次に掲げる書類を添えて、住宅用太陽光発電システム導入事業完了届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 設置工事代金の領収書の写し

(2) 設置工事後の写真

- (3) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (4) 収支決算書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
（手続代行者）

第13条 第8条に規定する補助金の交付の申請、第11条に規定する変更・中止・廃止の承認申請、第12条に規定する完了届及び補助金請求の手続について、補助金の交付対象者以外の者が行う場合は、委任状（様式第8号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、委任された手続について誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（現地調査）

第14条 市長は、必要と認めるときは、当該設置工事について、職員に現地調査を行わせることができる。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第12条の規定による請求があったときは、速やかに書類審査を行い、適正と認めるときは補助金を交付するものとする。

（報告）

第16条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告又はアンケート調査を求めることができる。

（補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（管理及び処分制限）

第18条 交付決定者は、補助対象システムについて、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象システム設置後15年以内の期間において当該システムを処分しようとするときは、規則第20条の定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由により、当該システムが毀損又は滅失し、処分せざるを得ない場合は、この限りではない。

(他の補助金等との関係)

第19条 この補助金は、他の補助金等の交付を受けることを妨げない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。